ISSN 2759-422X

Ocean Newsletter NO.589

20 February 2025

国際海洋法裁判所判事の18年

柳井俊二 ● YANAI Shunji

国際海洋法裁判所は国連海洋法条約で創設され21人の判事で構成される。
日本の初代判事山本草二教授が1期9年務めた後、筆者が2期18年務めた。
判事の大多数は、付託される事件に最善の解決を見出そうと努力するので、
多数判事間の議論を重ねて判決の方向性が出てくる。国際海洋法裁判所は、創設後約30年で世界に評価され、
境界画定事件等の大型事件も受理するようになり、その判例は海洋法の発達に寄与している。

国際海洋法裁判所における気候変動勧告的意見

山下 毅 ● YAMASHITA Tsuyoshi

国際海洋法裁判所の勧告的意見は、国連海洋法条約の締約国が人為的な温室効果ガス排出による気候変動の悪影響としての
海洋環境汚染から海洋環境を保護・保全する義務を負うと判断した。気候変動に関する海洋環境問題について多数の国と
国際機関による積極的な意見交換が行われ、また将来のさらなる交渉を促進するために論点の整序がなされた。
紛争解決機関としての同裁判所の重要な意義が、こうした交渉整序・促進から見出される。

プラスチック汚染を根絶するために
～INC 5からの考察～

Emadul ISLAM

本稿は、2022年のUNEA 5/14決議に基づき制定が進むプラスチック汚染対策の国際条約を取り上げる。
釜山での第5回政府間交渉委員会（INC-5）では、重要条項をめぐる対立や石油生産国の反発があったが、
100以上の国がポリマー制限などの目標を支持した。
市民社会の強力な支援を背景に、条約完成を目指し2025年も交渉継続が計画されている。

海洋の衡平性の確保

Stephanie JUWANA

課題を抱える世界経済において海洋は有望なフロンティアであり、ブルーエコノミーへの投資は急増している。
しかし、衡平性を組み込まないままブルーエコノミーを推進すれば、広範にわたる不正義が生じかねない。
海洋の衡平性を確保することは、持続的な経済成長を促進し、社会の安定性を高め、
持続可能な資源としての海洋の可能性を最大限に引き出すために不可欠である。

『Ocean Newsletter』とは……

人と海洋の共生をめざして

海洋の重要性を広く認識していただくため、日本財団の支援を受けて、海洋に関する総合的な議論の場を皆様に提供いたしております。

国際海洋法裁判所判事の18年

[KEYWORDS] 国連海洋法条約／判例の推移／海洋法発達への貢献

柳井俊二●元国際海洋法裁判所判事※

強く説得されて判事に立候補

国際海洋法裁判所（International Tribunal for the Law of the Sea：ITLOS）は、1982年に採択された国連海洋法条約により、国家間の海洋紛争解決等に特化する裁判所として創設され、1996年にその活動を開始した。ITLOSは、世界の海洋法専門家の中から国際選挙で選ばれる21人の判事で構成される。日本からは、海洋法の権威であられた山本草二教授が最初の選挙で当選され、1期9年の任期を務められた。任期が満了する2005年の前年外務省から筆者に対し、同判事の後任として立候補して欲しいとの依頼があり、山本判事からも「自分は一期で辞めたい。後は君やってくれ。」といわれた。筆者はそろそろのんびりしたいと思って、この依頼をお断りした。しかるに、外務省と山本先生から強く説得され、しぶしぶ立候補したら高得点で当選してしまった。その任期が5年ほど過ぎた頃、ITLOSの新所長を互選で選ぶことになった。筆者は所長になる気はなかったが、同僚達の推薦により全会一致で当選してしまった。

緑豊かな環境に佇むITLOSの全景

所長の任期は3年で、その間裁判所所在地のドイツ・ハンブルグに常駐しなければならない。事件の裁判長を務めるのは当然として、判決等の案を書き起こす起草委員会の委員長も務める。事件が21人の判事からなる大法廷に付託される場合、起草委員会は委員長を含めて通常5人の判事で構成され、各委員が分担して第1次案を起草する。大法廷から大体の方向性が示されているとはいえ、白紙から第1次案を書き起こすのは大変な作業である。判決等は、第3次案まで作成して投票に付する。所長は、また、裁判所の行財政もつかさどり、さらには国連総会等の国際会議で裁判所を代表する任務も負うので、大変な激務である。こうして、外務省と前任の山本判事に強く説得されてなった判事職であったが、再選の後、気が付けば2期18年の任期を終えて、2024年5月に退任した。

ITLOSでの得難い経験

ITLOSの21人という裁判官の数は、古くからある国際司法裁判所（International Court of Justice：ICJ）の15よりかなり多い。これは、特に開発途上国がITLOS判事の構成は世界の各地域をより良く代表すべきだと主張したからである。筆者は、ITLOSに着任した当初、21人という多数の判事の間で、各事件について一体多数意見がまとめられるのか大変不安を感じた。実際の紛争事件についていうと、まず当事国が通常2回ずつ書面で自国の主張をし、その後法廷で口頭弁論を行う。大法廷の場合、21人の判事は、当事国の主張を聞いた上で議論し、どのような判決を起案するかの方向性を見出すよう努力する。確かにこのような審議の当初は、議論百出で一見収拾がつかないが、議論を重ねて行くうちに解決の方向性が出てくる。21人の判事達は21

の異なる国の出身であり、言語も文化も、さらには法体系も異なる背景の法律家である。それにもかかわらず、解決の方向性が出てくるのは、大多数の判事達が事件に最善の解決をもたらそうという気持ちを持っているからだと感じた。原則５人で構成する小法廷の場合は、意見の取りまとめがより容易である。18年の経験を通じて、議論の結果いわば「集団的英知」というものが生まれてくることを知った。また、途上国出身の裁判官を含め、世界の優秀な法律家達との議論を通じて多くを学ぶことができた。

ITLOSの判例と海洋法発達への貢献

ITLOSは、これまで33の事件を受理し、27件について判決、決定等を下した。ITLOS発足後10年ほどは、沿岸国の排他的経済水域（EEZ）で拿捕された外国漁船の早期釈放、紛争当事国の権利保全等のための暫定措置といった緊急手続き事件が大部分であった。しかし、その後世界でITLOSの認知度が深まるにつれ、商船の拿捕に関する損害賠償事件、領海、EEZ、大陸棚の境界画定事件、海洋法条約の解釈を明らかにする勧告的意見のような大型案件が付託されるようになった。これらの事件のうち、日本は、「みなみまぐろ事件」でニュージーランドと豪州に訴えられ、「豊進丸事件」と「富丸事件」でロシアを訴え、被告としても原告としてもITLOSに出廷している。

筆者が最後に裁判長を務めた、IUU漁業に関する「西アフリカ地域漁業委員会（SFRC）勧告的意見」口頭弁論の様子

海洋法を含む国際法では、国際裁判における判例が規則の形成や明確化に重要な役割を果たしており、ICJにその例が多い。ITLOSも約30年にわたる活動を通じてそのような判例法の形成に貢献するようになった。ITLOSの判例が海洋法の発達に貢献した主な例としては、次のようなものがある。今日の海運では船舶の所有者、乗組員、荷主等は多国籍であるので、その船舶が外国に拿捕されたような場合には、個々の関係者の本国が外交保護権に基づいて関係者の利益を保護することは事実上できない。そこで、船舶が登録されている国（旗国）がこれら多国籍の関係者の利益を一括して保護する、すなわち、乗組員、積荷等を含め船舶を一体として扱うとの原則をITLOSは打ち出した。EEZ内で拿捕された漁船等を「合理的な保証金」の支払いにより早期に釈放する制度に関しては、ITLOSは「合理的」の意味を具体的に示した。また、ITLOSは、ベンガル湾の大陸棚に関するバングラデシュとミャンマーとの間の紛争について、200海里を超える大陸棚の境界を国際裁判で初めて画定した。さらに、国連海洋法条約の採択後に発達したバンカリング（洋上補給）という事業をEEZ内で外国のタンカー等が外国漁船に提供する場合、EEZの沿岸国がこれを規制する権限を持つことを判示した。他方、深海底活動、違法・無報告・無規制（IUU）漁業および気候変動に関する３件の勧告的意見により、国連海洋法条約の不明確な規定を明らかにした。（了）

※ 2005年から2024年まで国際海洋法裁判所判事（2011年～2024年同裁判所所長）

国際海洋法裁判所における気候変動勧告的意見

[KEYWORDS] 国際法／国際裁判／交渉整序・促進

山下毅●東北大学国際法政策センター 学術研究員

気候変動勧告的意見における国際海洋法裁判所の判断概要

2024年5月、国際海洋法裁判所は、「小島嶼国委員会により付託された気候変動と国際法に関する勧告的意見の要請」（第31号事件）（以下「気候変動勧告的意見」）において、海洋における気候変動問題について重要な判断を下した。概要は以下のようにまとめられる。

人為的な温室効果ガス排出は、国連海洋法条約の「海洋環境の汚染」に該当する。同条約の締約国は、海洋環境の汚染を防止、軽減、規制し、また海洋環境を保護・保全する義務を負う。

具体的な義務内容にも言及され、以下のように概括される。温室効果ガスの削減、国内の温室効果ガス排出による越境環境損害の防止、国際機関等との協力、国際的な規則や基準などに従った国内法令の制定および執行、海洋環境汚染リスクの観察・報告書公表・環境影響評価の実施、生態系を含む生物資源の保護・保全などである。義務として求められる行為は、締約国ごとの事情に即して個別に異なる。その際、科学的知見が重視される一方で、科学的確実性を伴わない予防的な措置が要求される場合がある。また、気候変動枠組条約およびパリ協定などの条約が考慮される。さらに、先進国は途上国よりも厳格な基準が適用され、気候変動により特に影響を受ける開発途上国を支援する義務がある。

■図　COSIS代表団

気候変動勧告的意見は、気候変動と国際法に関する小島嶼国委員会（COSIS）からの諮問事項に回答したものである（図）[※1]。紙幅の都合上、多岐に渡る論点の全てには言及できない。本稿では、海の専門裁判所である国際海洋法裁判所が果たす役割に注目し、気候変動勧告的意見の意義に言及する。

国際海洋法裁判所の２つの制度

国際海洋法裁判所は、国連海洋法条約に基づき設立された。その目的は、条文採択時に曖昧さを残した規則の明確化と条約秩序の維持である。同裁判所には、訴訟判決と勧告的意見という2つの手続きがある。訴訟判決では、国家間の法的見解の衝突として生じた紛争に拘束力のある判決を与え、その履行により解決する。

これに対し、勧告的意見は、国際機関が自身の活動を行う際に生じる法的問題について裁判所が見解を示す制度である。勧告的意見は拘束力がないが、裁判所の権威により重要な影響力を持つ。また、訴訟判決で判断されるのは具体的な法的紛争という形のみであるのに対し、諮問事項を自由な内容で設定できる勧告的意見では、より柔軟な問題解決を図ることが可能である。

いかなる国際機関のいかなる海洋事項について、裁判所が勧告的意見を付与できるのか不明瞭だったが、先例を通じて発展した。2016年の西アフリカ地域漁業委員会（SRFC）勧告的意見では、国連海洋法条約を実施するための国際機関の任務遂行のために意見を付与する権限が

認められた[※2]。今回の気候変動勧告的意見はさらに、意見要請そのものを任務とする国際機関の諮問要請にも意見を付与したことから、裁判所の勧告的意見の権限は積極的に拡張される傾向が窺える。

勧告的意見を通じた交渉整序・促進

気候変動枠組条約やパリ協定など気候変動問題に関する主要な条約は、主に陸上や大気での環境問題を対象とし、海洋への悪影響を直接規律していない。また、海洋の主要な条約である国連海洋法条約は、1982年に採択された当時、気候変動問題を想定していなかった。そのため、条約には「気候変動」という文言が登場しない。そのため、気候変動勧告的意見は、海洋における気候変動問題を扱う新しい国際法の枠組みを切り開く、画期的な判断だと評価される。

気候変動勧告的意見で裁判所が示した判断だけで、海洋環境問題が解消される訳ではない。そのため、国際海洋法裁判所の伝統的な目的と異なる。むしろ、手続きを通じてさまざまな国や国際機関を集結させ、気候変動による海洋環境問題について他の条約内容も交えながら積極的な意見交換を促し、かつ将来の解決に向けたさらなる交渉のために議論が整序されたことに重要な意義があると言える。今後、気候変動勧告的意見を踏まえ、気候変動問題の解決のために活発な議論の可能性が示唆される。

第一に、国際司法裁判所と米州人権裁判所という2つの勧告的意見手続のもと、気候変動問題が審理中である。国際海洋法裁判所の勧告的意見はこれらの手続きに影響を与えると考えられる。また、諸所の勧告的意見が気候変動問題の交渉過程にどういった影響を与えるのか、検討が必要である。

第二に、気候変動勧告的意見における抽象的で理論的な問題への回答を踏まえ、気候変動問題に関する具体的な二国間紛争が国連海洋法条約の訴訟判決手続に付託される可能性がある。この可能性は、国連海洋法条約裁判手続が持つ義務的性質に鑑みると重要な意味を持つ。国際裁判は、紛争当事国が国際裁判で解決することに合意しない限り、裁判所は当該紛争を扱えないという任意裁判が原則である（国際裁判の管轄権同意原則）。これに対し、国連海洋法条約裁判手続は都度の合意を要さず、紛争当事国のどちらかが一方的に紛争を付託することができる。つまり、他方当事国は義務的に裁判に服する。この点で注目されるのは、気候変動枠組条約やパリ協定では、同条約の解釈・適用に関する紛争を国際裁判で解決するには紛争当事国の合意を要すると定めている点である。つまり、国際社会では、気候変動問題を裁判に付託するには都度合意を要するという認識だったにもかかわらず、国連海洋法条約裁判手続を通じて強制的に裁判に服する可能性を示唆している。

以上のように、国際海洋法裁判所自体は海洋における気候変動問題を解消しない。むしろ、さまざまな国や機関による積極的な議論の継続が必要である。今回の勧告的意見は、これまでの議論を整序し、そして今後の議論を促進した点に、重要な意義が見出される。（了）

※1 背景や手続きにおける議論の概要は、「海の論考・Ocean PerspectivesNo.27」藤井麻衣著「「海洋と気候変動」問題を法的側面から見る:国際海洋法裁判所の勧告的意見口頭手続の速報」で紹介されている　https://www.spf.org/opri/global-data/opri/perspectives/prsp_027_2023_fujii.pdf
※2 兼原敦子著「国際海洋法裁判所の大法廷が勧告的意見を出す管轄権」本誌381号（2016年6月20日発行）　https://www.spf.org/opri/newsletter/381_1.html

プラスチック汚染を根絶するために
～INC 5からの考察～

[KEYWORDS] 国連環境計画（UNEP）／プラスチック条約／条約交渉

Emadul ISLAM（公財）笹川平和財団海洋政策研究所上席研究員

プラスチック汚染対策のための国際枠組みの構築

プラスチック汚染は世界的な問題であり、海洋および陸上の発生源におけるプラスチック汚染を抑制し、根絶するためには、法的拘束力のある国際文書が不可欠である。2022年3月には、175カ国により、2025年までに海洋環境を含むプラスチック汚染根絶のための国際条約を策定するという歴史的な決定がなされた（国連環境総会（UNEA）5/14決議）。本稿では、プラスチック条約策定の背景および政府間交渉委員会第5回会合（INC-5）の進展について考察する。

MARPOL条約からUNEA5/14決議へ

プラスチックは19世紀最大の発明だが、分解に長い時間を要することや廃棄物管理の不備によって、陸および海、さらには公衆衛生において深刻な汚染問題を引き起こした。1970年代からプラスチック汚染を根絶する必要性が認識され、汚染終結に向けた政策が策定されてきた。国際的な法的文書は策定時期が2000年以前か以降かの2つに分類できる（図1参照）。2000年以前に策定された国際条約・枠組みは計8件存在するが、これらのいずれも陸上起源のプラスチック汚染を対象としていない。MARPOL条約およびロンドン条約・議定書は、海洋活動に起因するプラスチック汚染の問題を軽減することを目的として策定された、代表的な国際合意である。これらは、海洋環境へのプラスチック廃棄物の排出を規制・管理するために実施されており、その結果、この種の汚染に伴う環境への悪影響に対処している。これらの条約が地域および国家の政策対応に与える影響が検討されてきたが、陸上起源のプラスチック汚染問題軽減における有効性には潜在的限界があることが明らかになっている。バーゼル条約では、国レベルでの環境的に適正な廃棄物管理の促進が目指されている。

国際連合および国連環境計画（UNEP）は、プラスチック汚染に関する国際文書策定において重要な役割を果たしてきた。2000年以降、陸上起源のプラスチック汚染への対処を目的とした非拘束的国際枠組みが大幅に増加している。法的拘束力のある文書は計28件あり、その多くはUNEAの決議で、陸上起源のプラスチック汚染対応を目的として策定された。これらは時間とともに徐々に変化し、その範囲を拡大して「海洋プラスチックごみやマイクロプラスチック」といった、より具体的な分類を含むようになっている。

■図1 プラスチック汚染に関連する国際条約・枠組み

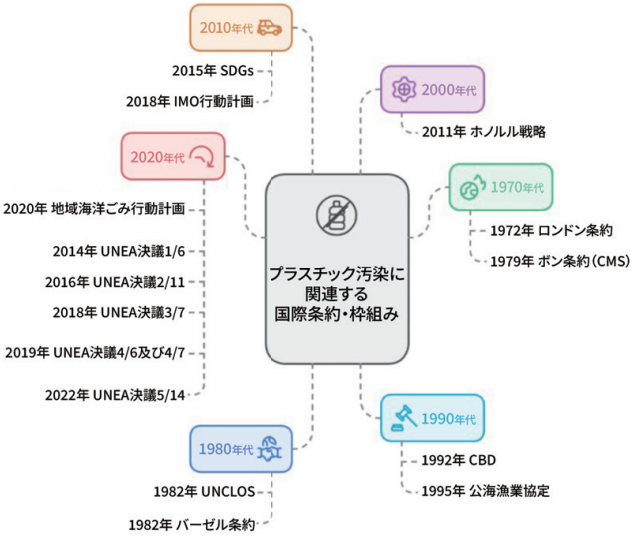

図1にプラスチック汚染抑制のための国際条約と枠組みをまとめた。

UNEPが指摘するように、陸上起源のプラスチック汚染のための包括的かつ普遍的に適用可能な

国際政策が存在しないことは、重要な懸念事項である。2022年3月のUNEA5/14決議では、法的拘束力のある文書を策定するため、政府間交渉委員会（INC）の設置を義務づける決議が採択され、2022年から2024年の間に5回の会合が開催された。

INC-5における交渉の進展

INC第5回会合（INC-5）は、2024年11月25日、大韓民国・釜山において開会した。INC-5議長ルイス・バヤス・バルディビエソ氏は、開会の挨拶において次のように述べた。

「プラスチック汚染は、生態系、経済、人間の健康に対する緊急かつ見えない脅威となっている。この危機の深刻さは明白であり、重大な介入がなされない限り、2040年までに環境に流出するプラスチックの量は2022年比較でほぼ倍増すると予測されている。」

同会合では4つの小グループと法的起草グループが設置され、当初、32の条文案を含む「Non-Paper 3」文書を基礎として交渉が行われた。それらを踏まえ、12月1日にはINC-5議長によって「Non-Paper 3」の拡張および改訂版である「議長テキスト」が公表された。

しかし、6日間にわたる政府間交渉の結果、第3条（プラスチック製品と化学物質）、第6条（持続可能な生産）、第8条（プラスチック廃棄物管理）、第10条（公正な移行）、第11条（資金メカニズム）、第12条（能力開発）を含むいくつかの重要な条項については合意に至らなかった。この合意の欠如は、特にロシア、イラン、サウジアラビア、米国といった石油生産国間で顕著に見られた。

さらに、「Non-Paper 3」は、INC-5交渉の冒頭で、条約の範囲および目的が欠落しているとして批判され、この問題は「議長テキスト」においても未解決のままである。

最終交渉セッションになるはずだったINC-5において、合意に至らなかった。これは、条約の必要性を裏付ける科学的証拠が圧倒的に存在するにもかかわらず、プラスチック汚染問題の緊急性よりも自国利益を優先する少数の国々に起因する。

それでも、INC-5は普遍的な条約策定に向けての重要なマイルストーンとなった。交渉文書は整理され、一部の条項案はブラケット（留保）なしの状態となった。しかし、廃棄物管理とリサイクルのみに焦点を絞ろうとする「同じ志を持つ国々（LMC）」は、すべての条文案にブラケットを付けることを要請し、「すべてが合意されるまで、何も合意されない」という原則を強調した。

一方で、「プラスチック汚染根絶への高い野心連合（HAC）」は勢いを増し、野心的な条約に対する支持が拡大した。100カ国以上が第6条（供給［持続可能な生産］）の条項そして一次プラスチック生産削減のための世界的な目標設定を支持した。また、94カ国が第3条（プラスチック製品）の採択を支持した。最終本会議では、ルワンダのジュリエット・カベラ氏がHACおよび85カ国を代表し、高い野心を求める力強い声明を発表した。この訴えは本会議の大多数からスタンディングオベーションで迎えられ、野心的な条約への強い支持が示された。

今後の展望

INC-5では合意に至らず、成功は遅延した。サウジアラビア、イラン、ロシアといった国々が進展を阻んだためである。しかし、この会合は重要な節目となった。100カ国以上が団結して、プラスチック条約の重要要素としてプラスチックポリマーの上限規制の採択を求め、「弱い条約ならば、ない方がましだ」という明確で断固たるメッセージを発した。

市民社会からの揺るぎない支持がこの決意を後押しし、各国はそのコミットメントを堅持することができた。次の交渉（INC-5.2）の具体的な時期や場所は未定だが、2025年に交渉再開される予定であり、この遅れはむしろ好機と捉えられている。野心的かつ包括的な条約を追求し続けることで、最終的な勝利はさらに意義深く、価値あるものとなるだろう。（了）

●本稿は、英語の原文を翻案したものです。原文は、当財団英文サイトでご覧いただけます。 https://www.spf.org/en/opri/newsletter/

海洋の衡平性の確保

[KEYWORDS] ブルーエコノミー／持続可能性／沿岸地域社会

Stephanie JUWANA●インドネシア・オーシャン・ジャスティス・イニシアチブ共同設立者兼プログラム・ディレクター

世界経済における海洋の可能性

COVID-19パンデミックによる経済的混乱と、世界的な石油紛争の波紋から世界各国が立ち直ろうと努力する中、2024年の経済成長見通しは依然として低調だ。国際通貨基金（IMF）と世界銀行は、世界経済の成長は安定しているものの、その成長率には力不足があると予測している。この弱い軌道は複数の危機に直面している。世界経済フォーラムは『2023年版グローバルリスク報告書』の中で、生活費危機、インフレ上昇、食糧供給の混乱など、世界経済に影響を与え続けている主要な課題を挙げている。

こうした課題の中で、海洋は有望な経済フロンティアであるとの見方が強まっている。「ブルーエコノミー」という概念は、そうした認識を促進している。オランダのDealroom社によれば、ブルーエコノミーの取り組みへの投資は急増しており、過去8年間で世界全体で4倍以上に増加している。さらに、ブルーエコノミー部門は、陸上での生産に比べて回復力を示している。欧州連合（EU）の『2024ブルーエコノミー報告書』は、COVID-19の大流行とエネルギー価格の高騰にもかかわらず、ブルーエコノミー部門の多くが経済パフォーマンスを向上させたことを強調している。

ブルーエコノミーの定義、その可能性と落とし穴

ブルーエコノミーの普遍的な定義がないため、解釈はさまざまである（表）。多くの場合、この概念は開発と称して海洋資源の搾取を正当化するために使われている。しかし、国連などの組織は、ブルーエコノミーを定義する際、持続可能な実践を重視している（表）。ほとんどの定義が持続可能性を強調し、生態系が健全に維持されれば、海洋の生産性が高まることを認めている。「持続可能な海洋経済」という言葉は、搾取と保全のバランスをとるためによく使われる。

■表　著名な組織による定義の比較

ブルーエコノミーの定義	組織
海洋生態系の健全性を維持しながら、経済成長、生活向上、雇用のために海洋資源を持続的に利用する。	世界銀行
海洋、沿岸に関連する全ての経済活動。ブルーエコノミーは、確立された分野から新興分野まで、幅広く連動している。	欧州委員会
海洋関連産業の経済活動、および海洋生態系が提供する資産、商品、サービス。持続可能な開発のために、海洋と海洋資源を保全し、持続的に利用することを目的としている。	経済協力開発機構（OECD）
国際社会が提唱するアプローチで、持続可能な開発の３つの側面（経済、社会、環境）のバランスを取るために努力する際に、海洋の健全性を考慮に入れること。	国連開発計画（UNDP）

持続可能性が共通のテーマである一方で、ほとんどの定義において衡平性※と正義は後回しにされがちである。海洋の不正義は、このような定義の結果となりうる。2020年にネイサン・ベネットらが行った研究で明らかになったように、成長を重視するブルーエコノミーが生み出しうる不正義には幾つかの形がある。

海洋不衡平への挑戦

海洋の不衡平は、不正義の4つの主要な症状から生じる。

①海洋資源からの恩恵への不均等なアクセス――大規模漁業が経済的利益を独占する一方で、小規模漁業者はしばしば高価値市場へのアクセスを欠いている。

②海洋および沿岸環境で発生している環境上の危険や被害への不均衡な露出――周縁化された沿岸地域社会は、海面上昇などの環境問題から生じるリスクの高まりに直面している。

③意思決定からの排除――政策立案への社会的弱者の参加が制限されることで、衡平性に欠ける政策が生まれる。

④人権侵害――国際労働機関（ILO）を含む報告では、漁業部門における強制労働や人身売買などの問題を指摘している。

こうした不正義は、ジェンダーや人種的不平等など、より広範な問題と結びついていることが多い。

海洋の不衡平に対処することは、倫理的な理由からだけでなく、持続的な経済成長のためにも極めて重要である。健康問題や社会的不安定性など、不衡平に関連する結果は大きなコストをもたらし、最終的には成長を損なうことになる。言い換えれば、社会的衡平性に焦点を当てることで、成長をより持続的なものにすることができる。例えば、小規模漁業の衡平性を確保することは、漁獲高を維持して大いに食料安全保障を支え、多くの漁民に生計を提供し、国家が失業率や貧困率を抑制する上で重要な役割を果たしている。

海洋の衡平性を確保するための戦略

一般的に、海洋の衡平性は、3つの統治秩序（価値観・原則・規範／制度／コミュニティの権利を擁護する能力）を通じて確保することができる。これらの取り組みの指針となるのが、4つの重要な戦略である。

第一に、ブルーエコノミーの概念に組み込まれている成長パラダイムを再考し、衡平性と正義に関わる施策を統合することである。世界はかなり長い間、人為的な圧力の増大に対応するため、GDPを中心に成長を進めてきた。その結果、気候変動の影響など数々の危機を招いた。衡平性と正義を統合したモデルへのパラダイム転換が必要である。これには、ブルーエコノミーの実施を導く規範に、衡平な原則を組み込むことが含まれる。

第二に、公共サービス志向の特徴を備えた、透明で包括的なガバナンスの確保である。透明で包摂的な政策立案により、周縁化されたコミュニティが、自分たちの生活に影響を与える決定において発言権を持ち、衡平性を活性化する政策を促進することができる。

第三に、正義へのアクセスの確保である。これには、周縁化されたコミュニティが自分たちの権利を理解できるようにすること、公民権運動を育成すること、正義の提供が衡平で差別のないものであることを保証することが含まれる。

第四に、ブルーエコノミーに投資する資金の流れを、海洋の衡平性を確保する取り組みに振り向けることである。これには、大企業のみを優遇するのではなく、小規模漁業やコミュニティ主導の沿岸管理に投資を振り向けることも含まれる。

海洋の可能性を最大限に

ブルーエコノミーの枠組みに衡平性を組み込むことは、不正義と社会的不安定を永続させる政策を防ぐために不可欠である。不衡平に対処することで、各国は持続的な経済成長を促進し、社会の安定性を高め、持続可能な資源としての海洋の可能性を最大限に引き出すことができる。こうした取り組みは、周縁化されたコミュニティの福祉を優先し、ガバナンスと開発への包括的なアプローチを促進し、ブルーエコノミーの恩恵が衡平に共有されるようにしなければならない。（了）

※ 衡平（釣り合いの取れていること）はequityの訳語。

●本稿は、英語の原文を翻案したものです。原文は、当財団英文サイトでご覧いただけます。 https://www.spf.org/en/opri/newsletter/

https://www.spf.org/opri/

既刊のNewsletter、および英文版については、本財団のウェブサイト上で公開しております。

事務局だより

◆本号では海に関する国際法や原則についての４本の記事をお届けしました。海の憲法ともいわれる「国連海洋法条約」に基づき設立された国際海洋法裁判所（ITLOS）。２期18年に及びITLOS判事を務められた柳井氏は、2011年からの３年間には、21人の判事をまとめる所長の地位にも就かれました。そのご経験をご執筆いただいた本号１本目の記事では、判例形成を通してITLOSが海洋法発展に貢献してきた経緯が裁判官の視点から語られ、普段なかなか触れることのできない裁判所内部の審理プロセスを垣間見ることができます。「集団的英知」が生まれてくるという言葉の重みに、判例を読む際の背筋が自然と伸びる心地がしました。◆海洋は、気候変動や海洋プラスチック汚染などの地球規模課題に直面しています。２本目の記事では、山下氏が、ITLOSが2024年５月に発出した気候変動に関する勧告的意見を取り上げています。それ自体が気候変動問題の終局的解決をもたらすものではなくとも、百家争鳴の議論を整序し、促進した点に重要な意義があると指摘されています。気候変動枠組条約・パリ協定の下の議論の手詰まり感もあり、ITLOSだけでなく国際司法裁判所（ICJ）や米州人権裁判所においても気候変動問題に関する勧告的意見が要請されています。2024年12月に行われたICJでの審理では、史上最多級となる96カ国・11の国際機関が口頭陳述を行いました。このことは、世界がこの問題に寄せる関心の高さを示しています。◆また、海を健全に保つことと密接に関連する新たな国際法も生まれつつあります。３本目のIslam氏記事で紹介されているプラスチック条約交渉は、当初の期限であった2024年末での交渉妥結はかないませんでしたが、より高い目標を求める機運が交渉継続を後押ししています。最後の記事では、Juwana氏が、ブルーエコノミーにおける「衡平性」概念の組み込みについて論じています。法の世界だけでなく、経済開発においても衡平や持続可能性が不可欠な要素として内部化され、重要視される時代がやってきたのです。◆今、世界にはさまざまな風が吹き、時に嵐が荒れ狂っています。未来への不安を覚えることもあります。ただ、本号の４本の記事からは、先人たちが長い年月をかけて築き上げた土台に立つ知恵の灯台が見えます。私ひとりは小さな存在に過ぎませんが、たとえ石ころひとつ分であっても、この土台を補強し、灯台の光を絶やさぬよう支え続ける一助となる。そう心に刻み、海洋政策研究所の一員として、海洋科学・法・政策の発展に尽力していきます。

（主任　藤井麻衣）

みなさまのご意見をお待ちしております。

『Ocean Newsletter』は、読者のみなさまからのご意見を歓迎いたします。鋭い現状分析、創造的なご意見、積極的な問題提起や政策提言などを求めます。頂戴したご意見・原稿は、編集会議で拝読のうえ、編集に反映させて参ります。

ご提出は、電子メールまたはFAXでお願い致します。
E-mail : oceannewsletter@spf.or.jp
FAX:03-5157-5230
詳細は、本財団ウェブサイトをご参照下さい。

『Ocean Newsletter』次号No.590は、3月5日発行です。

下記URLにご登録いただきますと、
発行日にメール配信いたします。
https://www.spf.org/opri/newsletter/mail_magazine/

●OPRI情報発信アドバイザリーボード（50音順）

秋道智彌（海洋人類学）
山梨県立富士山世界遺産センター所長
飯田将司（中国外交・安全保障）
防衛研究所理論研究部長
北村喜宣（環境法）
上智大学法学部教授
佐藤愼司（海岸工学・沿岸環境）
高知工科大学大学院工学研究科長
庄司るり（航海学）
（国研）海上・港湾・航空技術研究所理事長
鈴木英之（船舶海洋工学）
東京大学大学院工学系研究科教授
高井研（地球微生物学）
（国研）海洋研究開発機構超先鋭研究開発部門部門長
瀧澤美奈子
日本科学技術ジャーナリスト会議副会長
竹田有里
環境ジャーナリスト、報道記者
西本健太郎（国際法）
東北大学大学院法学研究科教授
宮原正典
よろず水産相談室afc.masa代表
山形俊男（海洋物理学・気候力学）
（国研）海洋研究開発機構アプリケーションラボ特任上席研究員
山下東子（水産経済学）
大東文化大学経済学部特任教授
早稲田卓爾（海洋技術環境学）
東京大学大学院新領域創成科学研究科教授

●発行人／編集代表
角南篤　公益財団法人笹川平和財団理事長

●発行
公益財団法人笹川平和財団 海洋政策研究所

〒105-8524
東京都港区虎ノ門1-15-16笹川平和財団ビル8階
TEL. 03-5157-5210 ／ FAX. 03-5157-5230

OPRI 海洋政策研究所
SASAKAWA PEACE FOUNDATION

日本財団 THE NIPPON FOUNDATION

Ocean Newsletter No.589
2025年2月20日発行（毎月5日・20日発行）
©2025 Ocean Policy Research Institute, The Sasakawa Peace Foundation

製作：（有）ブレインワークス